

講演会 「市民が主役のまちづくり」を考える

～これからの釧路のまちづくりと自治のしくみについて～

■日時 平成26年6月27日（金）18:00～19:30

■場所 まなぼっと幣舞 705 号室

1 開会

2 主催者挨拶

3 講演

4 質疑

5 閉会

講師略歴

山崎 幹根（やまざき みきね）氏

北海道大学公共政策大学院院長・教授

1967 年三重県生まれ。

北海道大学法学部卒、同法学研究科修了（法学博士）。
釧路公立大学経済学部助教授、北海道大学公共政策大学院助教授等を経て、2007 年から現職。

2013 年 4 月から同公共政策大学院院長。専攻は地方自治論、行政学。

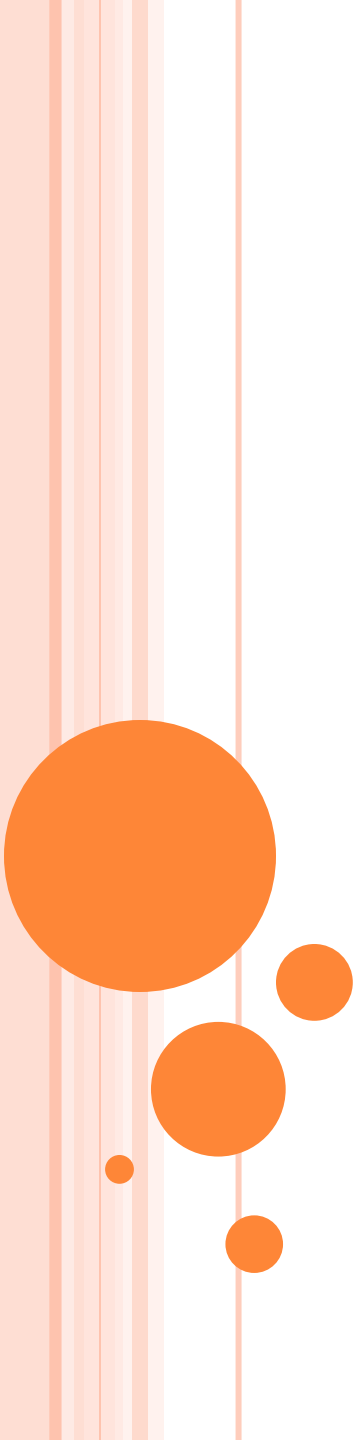
2010 年には釧路市都市経営戦略会議の一員として

『釧路市の都市経営のあり方に関する提言書』作成に参画。

（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会では委員長を務める。

著書に、『国土開発の時代』、『スコットランドの挑戦と成果』、『「領域」をめぐる分権と統合』など。





これからの釧路のまちづくりと 自治のしくみについて

北海道大学 公共政策大学院

山崎幹根

2014. 6. 27

1、釧路市の現状と課題

- ① いかに関自治の「質」を
高めることができるか
- ② 都市経営戦略プランの
策定と実践
- ③ 市役所と市民との関係
— 自助・共助・公助と
協働の実践



2、自治基本条例とは何か

- 自治体運営の基本原則・理念を明確にし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務，市民と行政の関係などの基本ルールを定めた条例。

「自治体の憲法」とも言われることが多い。

- 条例の意義は、みんなでルールをつくり、実行することによって「質」の高いまちづくり、そして自治体運営を実現することに。

① 市民の権利の保障

- ・ 「まちづくり」への参加の機会を保障
- ・ 情報公開・情報共有—わかりやすい情報を
- ・ 一方で責務も

② 権力(者)の統制

権力を持つ者、すなわち市長、職員、議員が恣意的な自治体運営を行わないように、条例の趣旨、理念を遵守しなければならない。



③ 理念を形にすることの意味

- ・ 象徴によって、抽象的な価値、理念をいっそう多くの人々と共有することができる
- ・ 市民憲章は、責務を負わせるものではない

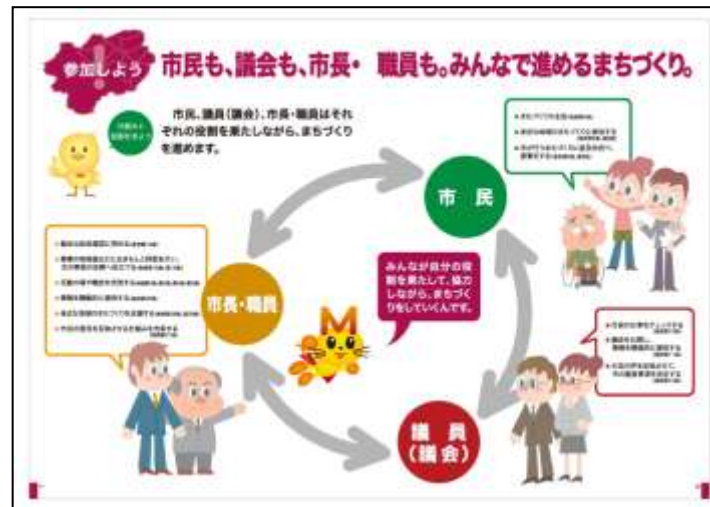


④ 即効性よりも実効性を

- 一般的な条例とは異なり、権利を制限し、義務を課す役割を持たない。
- 実効性は、市、議会、市民による条例の遵守と実践によって確保されるもの。

3、先進自治体の事例

- ① 帯広市 2006年制定
2011年に点検評価
- ② 札幌市 2007年制定
2011年に点検評価



② 市民参加・協働

- ・ 「市民と協働するまちづくり推進指針」
- ・ 「防災対策の取り組み」
- ・ 「くしろチューリップ&花フェスタ」
- ・ 「駆け込みシェルターくしろ」



③ 市にとって大きな争点となる政策

- ・「フィットネスセンター」
廃止問題の教訓



④ 権力者の統制

- ・ 市長、市職員、市議会（議員）

おわりに

釧路市の個性と良さを伸ばす条例を



**講演会 「市民が主役のまちづくり」を考える
～これからの釧路のまちづくりと自治のしくみについて～**

アンケートにご協力ください

性別（○を付けてください）	男性	・	女性
年代（該当する年代に○を付けてください）	10歳代 ・ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 ・ 50歳代 ・ 60歳代 ・ 70歳代 ・ 80歳以上		
住所（数字に○を付けてください）	1：釧路市内 2：釧路管内の町村 3：北海道内（1，2以外の市町村） 4：北海道外		
所属・職業など（数字に○を付けてください）	1：会社員 2：公務員 3：団体職員 4：農林漁業従事 5：パート・アルバイト 6：自営業 7：主婦 8：学生 9：無職 10：その他（ ）		

1. この講演会を知ったきっかけは？（複数回答可、数字に○を付けてください）

- 1: チラシ・ポスター 2: 新聞 3: ホームページ 4: ラジオ

- 5：知人からの情報 6：所属する団体等からの情報（団体名：）

- 7：その他

2. 本日の講演会に関する事、（仮称）釧路市自治基本条例に関する事などで、ご意見・ご感想等がございましたら、ご記入ください。



アンケートにご協力いただきありがとうございました。